

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

## 控訴第7準備書面

(一審原告ら)

名古屋高等裁判所 御中

(民事第2部)

2023年3月 日

控訴人（一審原告）ら訴訟代理人

弁 護 士	山 田 秀 樹	
同	笹 田 参 三	
同	小 林 明 人	代
同	井 上 卓 也	代
同	山 本 妙	代
同	岡 本 浩 明	代
同	見 田 村 勇 磨	代
同	横 山 文 夫	代
同	樽 井 直 樹	代
同	中 谷 雄 二	代
同	仲 松 正 人	代
同	太 田 義 基	
同	小 川 香	

## 1 本件情報収集は行政警察活動であること

警察による本件情報収集は、特定の犯罪を予防するために行われたものではないことからすると、司法警察活動ではなく、行政警察活動に位置づけられる。そして、本件情報収集は行政警察活動によるものであることからすると、行政調査と評価することができ、行政調査における必要性という議論が参考になる。

## 2 行政調査の必要性に関する裁判例

### (1) 荒川民商事件

行政調査の必要性に言及した裁判例として荒川民商事件（最決昭和48年7月10日）がある。この事件では、行政調査の必要性について「客観的な必要性があると判断される場合には、前記職権の一方法として、同条1項各号規定の者に対し質問し、またはその事業に関する帳簿、書類その他当該調査事項に関連性を有する物件の検査を行う権限を認めた趣旨である」と判示し、客観的な必要性を要求していると評価することができる。

### (2) 自衛隊情報保全隊事件

自衛隊情報保全隊事件（仙台高裁平成28年2月2日判決）では、情報収集の必要性につき、肯定した部分については「情報を収集する必要性があると判断したことは相応の理由があった」として、情報収集の必要性につき「相応な理由」を要求しており、抽象的な必要性で、情報収集の必要性を肯定しているわけではない。

また、「医療費負担増の凍結・見直し」、「年金改案反対」、「消費税増税反対」、「核兵器廃絶を求める署名活動」等に関するものは、「自衛隊に対する外部の働きかけ等から、部隊を保全するために必要な資料の収集および情報の整理収集等」の観点からしてもその必要性を認め難いと判示している。

抽象的な情報収集の必要性で足りるといっているのであれば、このような情報であっても、情報収集の必要性について肯定できる余地があると思われる。それにも関

わらず当該裁判例は情報収集の必要性につき肯定していないことからすると、情報収集につき具体的な必要性を要求していると理解すべきである。なお、自衛隊情報保全隊事件第1審判決（仙台地裁平成24年3月26日）では、「積極的に情報収集等の目的、必要性等を基礎付けるものではないから、情報収集等の目的、必要性等に関して被告から何ら具体的な主張のない本件においては、原告らが適法性を否定する事情として種々主張する事実の存否等について判断するまでもなく、前記各原告につき情報保全隊がした情報収集等は、違法とみるほかない。」と判示している。

(3) 公安テロ情報流出被害国家賠償等請求事件

公安テロ情報流出被害国家賠償等請求（東京地裁平成26年1月15日判決）では、「東京には、イスラム過激派がテロの対象としている米国の関連施設が多数存在し」ている等、情報収集を行う必要性につき具体的な主張が被告からあることを前提に、裁判所は「日本国内において国際テロが発生する危険が十分に存在するという状況」があると認定をした上で、「国際テロ事案の発生を未然に防止するために必要な活動である」と判示している。このようなことからすると、抽象的な恐れで情報収集の必要性を肯定しているわけではなく、情報収集を必要とする具体的な事情が要求されている、これらの具体的、客観的な情報収集の必要性については、行政側において主張すべきものと理解すべきである。

(4) 西成地区監視用カメラ撤去等請求事件

西成地区監視用カメラ撤去等請求（大阪地裁平成6年4月27日判決）では「情報活動の一環としてテレビカメラを利用することは基本的には警察の裁量によるものではあるが、国民の多種多様な権利・利益との関係で、警察権の行使にも自ずから限界があるうえ、テレビカメラによる監視の特質にも配慮すべきであるから、その設置・使用にあたっては、・・・客観的かつ具体的な必要性があること」を要求し、「現時点では一部原告や同会館内に事務所を置く労働組合が違法行為を行う蓋然性が高いとはいえず、またそのようなおそれがあるとの主張・立

証がない」として、1台のカメラの撤去を命じている。かかる裁判例からすると、情報収集の必要性は、具体的、客観的なものを要求していると理解すべきである。

#### (5) 裁判例の小括

以上をまとめると、裁判例の傾向から、行政調査における必要性とは抽象的なものでは足りず、具体的、客観的な必要性が認定できることを前提に情報収集の必要性が認められると理解すべきである。また、これらの具体的、客観的な情報収集の必要性については、行政側において主張、立証がなされるべきものといえる。

### 3 原判決における問題点

#### (1) 具体的、客観的な情報収集の必要性を証拠上認定できないにも関わらず、必要性を肯定していること

原判決は「大垣警察が収集、保有していた情報の内容、情報収集の方法及び時期が証拠上明らかではなく、その必要性の有無及びその程度についても証拠上認定することができない。」「原告らは、過去に公共の安全と秩序の維持を害するような市民運動を行ったことはなく、本件情報交換当時、本件風力発電事業に関し、原告らが公共の安全と秩序の維持を害するような具体的な活動をしていなかったことによれば、本件情報収集等の必要性はそれほど高いものではなかったと認めるのが相当である。」としながら、「原告らに関する情報収集等をする必要性があったことは否定できない。」と判示している。

しかしながら、原判決の認定した事実に、情報収集の必要性を基礎づける具体的な事情は皆無である。原判決は具体的、客観的な情報収集の必要性が認定できていないにも関わらず、情報収集の必要性を肯定していると言わざるを得ない。このような認定は従来裁判例の傾向と相反するものである。

#### (2) 反対運動と無関係にされた情報収集が適法とされていること

原判決は、本件風力発電事業の反対運動が過激化する抽象的可能性があること

を根拠として情報収集の必要性があると判示する。これが誤りであることはすでに述べたとおりである。この点を措いたとしても、警察が本件風力発電事業に対する反対運動の兆候を認識する以前に収集された情報は、上記必要性の根拠の射程外にある。

この点に関し、警察が上記反対運動（正確にはその兆候）を認識したきっかけとして証拠上認められるのは、勉強会の新聞報道である（甲1・第1回議事録）。これが岐阜新聞に掲載された2013年7月31日以前において、警察は、上記反対運動を認識していなかったのであるから、これが過激化する可能性を観念することは抽象的にすら不可能である。

第1回情報交換の議事録に記載がある情報のうち、「三輪唯夫氏や松島氏が・・・自然に手を入れる行為自体に反対する人物であること」（訴状別紙3・I f）、「松島・三輪氏は・・・、同じ岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画して」いること（同1）及び、「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている」こと（同1）といった情報は、上記新聞報道以前に警察が収集し、保有していた情報である。なぜなら、新聞報道に接した後、第1回情報交換までの間に、これらの情報を入手することは困難だからである。これらの情報の収集等は反対運動とは無関係になされたと認められるので、これを根拠として必要性を基礎づけることはできない。必要性の認められない情報収集等は違法である。

また、第1回情報交換では、「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近藤ゆり子氏』という人物がいる」、「本人は60歳を過ぎているが東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りも上手であるから、このような人物と繋がると、やっかいになると思われる」こと（同m、n）という情報も、反対運動とは無関係に収集されたものである。一審原告近藤は、上記勉強会と何のかかわりも有しておらず、反対運動と連携する可能性を想定する根拠がないからである。

さらに、一審原告近藤及び同船田に関しては、両名とも本件の風力発電事業の反対運動と関わりを持っていない。したがって、この両名について収集等された情報については、その収集時期いかに関わらず、原判決のいう反対運動を根拠とする必要性の射程は及ばない。この結論は、上記新聞記事の報道に接した後に収集された情報についても変わるものではない。少なくとも、一審原告近藤及び同船田が反対運動に関与する可能性があることが客観的、具体的な根拠をもって示されない限り、反対運動（正確には、その兆候）とこの両名は無関係だからである。必要性の根拠と無関係な情報収集は違法である。

以上のように、仮に、反対運動が過激化する抽象的な可能性が情報収集等の必要性を基礎づけうるという原判決の前提に立ったとしても、学習会の記事の新聞報道がなされた以前における一審原告三輪及び同松島の情報の収集は違法である。反対運動と無関係な一審原告近藤及び同船田の情報の収集は、すべて違法である。

以上